

2012年12月20日  
日 本 銀 行

## 「貸出支援基金運営基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

### 記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」を別紙2のとおり制定すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」を別紙3のとおり制定すること。
4. 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。

8. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」（平成22年10月5日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)  
福 田 (03-3277-3768)

## 貸出支援基金運営基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として、貸出支援基金（わが国経済の成長基盤強化および貸出増加に向けた民間金融機関による取り組みを支援するため、適格担保を担保とする資金供給を行うために本行バランスシート上に創設する基金をいう。以下同じ。）の運営を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 貸出支援基金の運営方法

(1) 貸出支援基金は、成長基盤強化を支援するための資金供給（以下「成長基盤強化支援資金供給」という。）および貸出増加を支援するための資金供給（以下「貸出増加支援資金供給」という。）による貸付けにより運営するものとする。

(2) 成長基盤強化支援資金供給は、成長基盤強化に資する投融資を支援の対象とし、また、このうち、次の投融資を支援の対象とする特則を設ける。ハ、を支援対象とした貸付けは、米ドル建てで行う。

イ、出資等（資本性を有する投融資をいう。）または動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち、本行が適当と認めるものをいう。）

ロ、小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。）

ハ、外貨建て投融資

### 3. 貸付残高の上限

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、2. (2) の特則によらないもの 3. 5兆円

ロ、2. (2) イ、の特則によるもの 0. 5兆円

ハ、2. (2) ロ、の特則によるもの 0. 5兆円

ニ、2. (2) ハ、の特則によるもの 120億米ドル

(2) 貸出増加支援資金供給の貸付残高の上限は設けない。

#### 4. 貸付けの条件

2. および3. に定めるほか、成長基盤強化支援資金供給および貸出増加支援資金供給の貸付店、貸付対象先その他の貸付けの条件は、別に定める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

## 貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）に定める貸出支援基金の運営として、民間金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、貸出増加を支援するために行う資金供給に関する基本的事項を定めるものとする。

### 2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

### 3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

### 4. 貸付方式

電子貸付とする。

### 5. 貸付期間

特に必要と認められることから3年以内の期間とし、貸付先毎の貸付期間は、1年単位で、貸付先の希望する期間とする。

### 6. 貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、貸付けの通知日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）とする。
- (2) 利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。

## 7. 貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成26年6月30日以降、(2)および(3)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
- (2) 貸付先が希望する場合には、9.に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。
- (3) 貸付先毎の借り換えにかかる貸付期間は、1年単位で、貸付先の希望する期間とする。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

## 8. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、9.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

## 9. 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次の(1)から(2)を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、次の(1)から(2)を控除した金額相当額と借り換える対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

- (1) 当該貸付先による平成24年10月から12月までの各月末における貸出（政府に対する貸出、地方自治体に対する貸出ならびに金

融機関等および預金保険機構その他の別に定める公的法人に対する貸出を除く。以下同じ。)の残高の平均額に対する、貸付毎に別に定める四半期の各月末における貸出の残高の平均額の増加額

(2) 当該貸付先に対する、この基本要領に基づく貸付残高

## 10. 担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

## 貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先である金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

### 3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

- (3) (2) に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」 中一部改正

- 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」に改める。

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

~~この基本要領は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）に定める貸出支援基金の運営として、金融調節の円滑を確保しつつ、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給に関する基本的事項を定めるものとする。~~

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

~~(1) 貸付総額の上限は、3兆5,000億円とする。~~

~~(2)~~  
~~(3)~~  
~~(4)~~ } 略（不変）

- 10. を横線のとおり改める。

10. 貸付受付期限

9. ~~(4)~~ に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成26年3月31日以前に限る。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」に改める。
- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

- 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」に改める。

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを支援するため、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う出資等（資本性を有する投融資をいう。以下同じ。）または動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち本行が適当と認めるものをいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付限度額等

~~（1）貸付総額の上限は、基本要領9.（1）に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。~~

~~（2）~~（2） 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9. ~~（2）~~（2） に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、500億円とする。

~~（3）~~（3） 基本要領9. ~~（3）~~（3） に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

(4-3) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (4-3) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略（不変）

ロ. 略（不変）

(イ) 基本要領9. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）3. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日付政委第30号別紙1.）6. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略（不変）

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

5. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3. に定める借り換えにかかるものを除き、平成26年3月31日以前に限る。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

○ 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

### 1. 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

### 3. 貸付限度額等

~~（1）貸付総額の上限は、基本要領9.（1）に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。~~

~~（2）~~（2）基本要領9. ~~（2）~~（2）に定める貸付先毎の貸付額の算定にあたって、本特則に基づく貸付額は対象に含める。

~~（3）~~（3）基本要領9. ~~（3）~~（3）に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

~~（4）~~（4）貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. ~~（4）~~（4）の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. および

ハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略（不変）

ロ. 略（不変）

(イ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙.）5. (~~4~~3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日付政委第30号別紙1.）6. (~~4~~3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略（不変）

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 貸付受付期限

3. (~~4~~3) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成26年3月31日以前に限る。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

○ 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

#### 1. 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う外貨建て投融資に関して、基本要領に基づき本行が保有する米ドル資金の供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 6. を横線のとおり改める。

#### 6. 貸付限度額等

~~（1）貸付総額の上限は、基本要領9.（1）に定める貸付総額の上限とは別に、120億米ドルとする。~~

（~~2~~1）貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9.（~~2~~1）に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、10億米ドルとする。

（~~3~~2）基本要領9.（~~3~~2）に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

（~~4~~3）貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9.（~~4~~3）の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. および

ハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略（不変）

ロ. 略（不変）

(イ) 基本要領 9. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成 23 年 6 月 14 日付政委第 48 号別紙.） 5. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成 24 年 3 月 13 日付政委第 18 号別紙 1.） 3. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略（不変）

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付受付期限

6. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成 26 年 3 月 31 日以前に限る。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」中  
一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当分の間、  
下記 1. ~~ないし 3. 4.~~ の利率については、それぞれの規定にかかわらず、  
年 0.1% とすることを決定しましたので、お知らせします。

#### 記

1. 略（不変）
  2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成 22 年 6 月 15 日決定） 6.（1）に定める貸付利率
  3. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成 24 年 12 月 20 日決定） 6.（1）に定める貸付利率
- ~~3. 4.~~ 略（不変）